

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

会長 中内 福成

無年金障害者の会

代表 原 静子

〒661-0033

兵庫県尼崎市南武庫之荘7-18-18

無年金障害者の早期救済と制度改善を求める要望書

日頃より障害者施策の向上にご努力いただいていることに対し、深く感謝致します。

さて、私たちは、無年金障害者の会を1989年に結成して以来、無年金障害者をなくす運動をすすめてまいりました。

現行の障害年金は「保険主義」のもと、厳しい「保険料納付要件」や「初診日要件」等により、多くの無年金者が生み出されています。しかしながら、この間の一連の議論や年金法改正準備の中でも無年金障害者の問題は置き去りにされている感が否めません。

このような現状もふまえ、早急に無年金障害者解消のため、一日も早く障害年金制度の抜本的改善がなされることを願い、次のことを要望致します。

要 望 項 目

1. 次期年金法改正にあたって、社会保障審議会年金部会等で検討がすすめられていますが、現段階での障害年金・無年金障害者救済に関わる検討内容を説明して下さい。

〈無年金障害者関連〉

2. 障害者基本法に基づく新障害者基本計画には、無年金障害者問題の早急な解決が明記されていますが、それに向けての具体的な施策の方向性を説明してください
3. 年金法改正にあたっては、公的な所得保障制度の確立を視野に入れながら、無年金障害者の解消を重点課題とし、障害年金のあり方に関し抜本的改革について検討して下さい。
 - ① 障害者の生活保障として、従来の年金制度から切り離した給付金制度を創設すること。
 - ② 「保険料納付要件」を撤廃又は大幅緩和し、20才以後に初診日がある障害者が従来の「保険料納付要件」を満たさない場合であっても障害年金受給者と同等の障害があると認められた場合には、20才前初診と同様に障害年金を支給すること。
 - ③ 初診日の前に保険料未納月があるために納付要件を満たさず無年金となっている障害者については、保険料未納分を給付される年金によって充当(追納)し、障害年金を給付すること。

4. さまざまな理由で障害年金を受給できていない障害者に対し、上記の制度改正までの措置として、現行制度の一部改善または運用により障害年金や特別障害給付金が早急に支給されるようにして下さい。
 - ① 年金保険料免除制度については、所得要件が厳し過ぎることから、同制度の大幅な緩和策を実施して無年金障害者を生み出さない対策をとること。
 - ② 老齢年金における「免除期間」は「国庫負担分」が支給されることとの均衡から、すべての無年金障害者に対して国庫負担分(障害基礎年金の2分の1)を支給すること。
 - ③ 初診日が5年以上前であるため、医療機関にカルテが残されていない等により初診日の証明が困難である場合、「20歳前障害基礎年金」の請求において出された通達(平成23年12月16日年管管発1216号第3号)と同様に、「20歳前障害基礎年金」以外の請求においても「複数の第三者の証明」を初診日を明らかにする書類として取り扱えるようにすること。
 - ④ 現行の保険料納付要件である「2/3以上」を緩和すること。
5. 昨年、消費税増税法案とセットで成立した「年金生活者支援給付金」の実施にあたっては、無年金障害者を対象として加えて下さい。
6. 「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に対する付帯決議」(平成16年12月1日 参議院厚生労働委員会)の「附則」の完全実施をして下さい。又、同「決議」に基づいて、無年金障害者とその家族の生活実態調査を実施するとともに、その結果をふまえた制度の改善を早急にすすめて下さい。
7. 若者の中で無年金障害者が生み出される状況が広がっていることをふまえ、引き続き、さまざまな方法により年金制度の周知徹底を図るとともに、無年金障害者とならないための対策(納付の啓発、免除制度活用の周知徹底等)をとるよう関係機関への働きかけをいっそう強めて下さい。